

基安発 0521 第 2 号
平成 24 年 5 月 21 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

印刷業における化学物質による健康障害防止対策について

有機溶剤その他の化学物質は、印刷業はじめ多くの事業場で使用されているが、一部の化学物質については、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）及び有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号。以下「有機則」という。）で局所排気装置の設置、健康診断、作業主任者の選任等が義務付けられているほか、「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 23 年健康障害を防止するための指針公示第 21 号。以下「がん原性指針」という。）が公表されている。

今般、大阪府内の印刷事業場において、印刷業務に従事した労働者が胆管がんを発症したとする 3 件の労災請求事案がなされたところであり、所轄署においては、労災請求を受けて立入調査を実施するとともに、本省においても専門的観点からの調査を行うこととしている。

現在までのところ業務との因果関係は不明であり、原因の究明作業中であるが、予防的観点から、労働安全衛生法令及びがん原性指針に基づき、別添のとおり化学物質による健康障害防止対策の適切な実施につき要請したところである。

については、都道府県労働局において、関係事業者に対して化学物質による健康障害防止対策の適切な実施につき指導するとともに、管内印刷業界団体に対しても要請願いたい。